

| 番号 | 区分 | 内容 | 対象学年 | 承諾基準 | 添付書類 |
|----|----------|---|--------------|--------------|----------------|
| 1 | 市内転居 | 市内で転居し、転居前の住所が存する通学区域の学校への就学を希望するもの | 小学校及び中学校の全学年 | 卒業するまで | |
| | | 第4条(第9条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による指定を受けた者が市内で転居した場合で、転居後の住所が存する通学区域の学校への就学を希望するもの | 中学校の全学年 | 卒業するまで | |
| 2 | 両親共働き | 両親が共働きの家庭又は母子若しくは父子家庭で、下校後に父又は母の勤務先、祖父母宅等(以下「預かり先」という。)で保護者が帰宅するまで過ごすことを常態としている者であって、預かり先の住所が存する通学区域の学校への就学を希望するもの | 小学校の全学年 | 内容の状態が終了するまで | 在職証明書及び預かり申立書 |
| 3 | 市内一時転居 | 家の建て替え等で一時的に転居し、おおむね6月以内に転居前の住所に戻ることが確実な場合で、当然転居前の住所が存する通学区域の学校への就学を希望するもの | 小学校及び中学校の全学年 | 転居前の住所に戻るまで | 建築請負契約書等 |
| 4 | 転居先付け | 家の新築等でおおむね6月以内に転居することが確実な場合で、あらかじめ転居先の住所が存する通学区域の学校への就学を希望するもの | 小学校及び中学校の全学年 | 転居するまで | 建築請負契約書等 |
| 5 | 身体的理由 | 病弱等により通学、通院等の利便性を考慮する必要がある、指定校以外の学校への就学に必然性があると認められるもの | 小学校及び中学校の全学年 | 内容の状態が解消するまで | 医師の診断書及び校長の意見書 |
| 6 | いじめ及び不登校 | いじめにより児童若しくは生徒が心身の安全が脅かされる深刻な悩みを持っていると認められるもの又は不登校の児童若しくは生徒であって、心理的な理由で登校のできないと認められるもので、指定校以外の学校を指定することにより、これらの改善が期待できるもの | 小学校及び中学校の全学年 | | 校長の意見書 |
| 7 | 隣接区域 | 次の区域に住所を有し、当該住所が存する通学区域に隣接する通学区域の学校への就学を希望するもの 大南一丁目1番地から13番地まで及び116番地から144番地まで | 小学校の就学予定者 | 卒業するまで | |
| 8 | 小中一貫校へ就学 | 就学予定者で武蔵村山市立第四小学校又は武蔵村山市立第七小学校への就学を希望するもの | 小学校の就学前予定者 | 卒業するまで | |
| | | 市内に転入した児童で武蔵村山市立第四小学校又は武蔵村山市立第七小学校への就学を希望するもの | 小学校の全学年 | 卒業するまで | |
| 9 | その他 | 前各項に掲げるもののほか、特に指定校以外の学校に就学する相当の理由があると委員会が認めるもの | 小学校及び中学校の全学年 | 理由が解消するまで | |